

法人モバイルサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が定めた法人モバイルサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）およびソフトバンク株式会社の「5G 通信サービス契約約款」、「4G 通信サービス契約約款」、「3G 通信サービス契約約款」、「衛星通信サービス契約約款」（（E）データサービスを利用する場合には「ソフトバンクモバイル（E）データ通信サービス契約約款」、「ソフトバンクモバイル（S）データ通信サービス契約約款」）、「ご利用にあたっての注意事項」、「個人情報の利用目的等について」および各種提供条件書・各種重要事項説明書等により、法人モバイルサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することができるものとします。

2 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスの利用を継続したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
法人モバイルサービス	当社から本サービスを受けるための契約（以下「本契約」といいます。）で提供されるもの。
申込者	本サービスを申し込む者。
契約者	本サービスを申し込みして契約している者。
特定事業者	ソフトバンク株式会社をいう。
契約者識別番号	利用者を識別するための番号であって、本契約に基づいて特定事業者が1の利用者回線ごとに割り当てるもの。

SIMカード	本サービスを利用するために必要な契約者情報を記録したICカード。
回線契約期間	本サービスの利用期間。
利用開始日	本サービス利用申し込みを当社が承諾後、契約者にSIMカードが届いた日(名義変更の場合は、名義変更日)。
事務手数料	本サービス契約時に必要な費用。
月額利用料金	本サービスの利用に毎月必要な費用。

第2章 契約条件と種類

第4条 (本サービスの提供条件と種類)

本サービスは、近鉄グループに属している企業および官公庁向けに対し提供されるものとします。

2 本サービスには、プラン表(別表)に規定する種類があります。

第3章 利用契約

第5条 (契約の単位)

本契約の締結は、契約者識別番号1番号ごとに行います。

第6条 (本サービスの申し込み方法)

本サービスの申し込み(以下「申し込み」といいます。)は、本約款に同意のうえ、当社所定の申し込み様式にて次の事項を当社に提出するものとします。

- (1)本契約の申込書および申込者の法人登記簿等の公的書類に加え、契約担当者の本人確認書類等
- (2)その他、申し込みに必要な書類

第7条 (本サービスの申し込みの承諾)

当社は、本サービスの申し込みがあったときは、原則として申込書を受け付けると同時に承諾します。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申し込みを承諾しないことがあります。

- (1)第4条(本サービスの提供条件と種類)に規定する本サービスの契約条件を満たさない場合
- (2)申込者が、本約款に違反するおそれがある場合
- (3)申込者が、申込内容に虚偽の記載をした場合

- (4) サービスの提供が著しく困難である場合
- (5) 申込者が、申し込みより以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがある場合
- (6) 第6条(本サービスの申し込み方法)において、申込者の本人確認ができない場合
- (7) 第6条(本サービスの申し込み方法)に規定する当該書類の提出が行われない場合
- (8) その他、利用契約締結が不相当であると当社が判断した場合

2 前項の規定により申し込みを承諾しないときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 第1項の規定にかかわらず、当社は、特定事業者の業務の遂行上支障があるときは、その申し込みを承諾しないことがあります。

第8条 (本サービスの回線契約期間)

回線契約期間は申込書の特約で定めるところによります。

2 回線契約期間満了後は、回線契約期間満了日の翌日から同条件で自動更新となります。

第9条 (権利譲渡等の禁止)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

2 本サービスは、契約名義を変更することはできません。ただし、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

第10条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、当社より通知する利用開始日が属する月(以下「利用開始月」といいます。)を除く毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望月の前月までに当社に提出するものとします。

2 前項に規定する解約通知を当社が受領した場合は、受領した翌月末日を契約解約月として取り扱います。また、当該契約解約月を本サービスの利用終了月と定めます。

3 利用開始月に利用契約の解約はできません。

第11条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第18条（本サービスの提供停止）第1項の規定に該当する契約者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合およびその原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、利用契約を解除することができるものとします。

2 当社は、契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。

3 当社は、第1項の規定により利用契約を解除しようとするときは、当社の定める方法により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

5 当社は、第19条（本サービスの廃止）第1項の規定により本サービスの全部または一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本サービスに係る本契約が解除されたものとします。

6 第1項、第2項および第5項の規定により利用契約を解除した場合は、契約者識別番号が失効します。

7 第1項および第2項は、当社から契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第12条（解除料）

回線契約期間中の解約は解除料が発生します。また、自動更新中も解除料が発生します。解除料については、申込書で定めるところによります。回線契約期間満了後の1ヶ月は解除料が発生しません。

第13条（その他の提供条件）

本契約に関するその他の提供条件については、申込書で定めるところによります。

第4章 SIMカードの貸与等

第14条（SIMカードの貸与）

当社は、契約者に対し、本サービスを利用するために必要な契約者情報を記録したICカード（nanoUSIMカード、マルチUSIMカード以下包括して「SIM

カード」といいます。)を貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1の本契約につき1枚とします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第15条 (SIMカードの情報消去および返還)

当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号およびその他の情報を消去します。

(1) SIMカードの貸与に係る利用契約の解除があった場合

(2) その他、SIMカードを利用しなくなった場合

2 当社のSIMカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社へ速やかに返還するものとします。

3 前項の規定によるほか、第14条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、契約者は当社に対し、変更前のSIMカードを返還するものとします

第16条 (SIMカードの管理責任)

SIMカードの貸与を受けている契約者は、注意をもって管理するものとします。

2 SIMカードの貸与を受けている契約者は、SIMカードについて盗難、紛失または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

3 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。

4 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

5 SIMカードの貸与を受けている契約者は、SIMカードの盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、別表に定めるSIMカード再発行手数料を支払うものとします。

第5章 提供休止および停止等

第17条 (本サービスの提供休止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。

(1) 特定事業者の電気通信設備に障害が発生した場合

- (2) 特定事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (3) 特定事業者が電気通信サービスの提供を一時休止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
- (4) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に契約者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社より通知または公表します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（本サービスの提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第7条(本サービスの申し込みの承諾)第1項各号に規定する申し込みを承諾しない事由に該当すると利用開始後に判明した場合
- (2) 第27条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めた場合
- (3) その他、本サービスの提供が不相当であると当社が判断した場合

2 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、契約者に対しその理由および停止期間を通知または公表します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第19条（本サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、あらかじめ契約者に対しその旨を通知または公表します。

第6章 通信

第20条（電波伝播条件による通信場所の制約）

通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。また、特定事業者における設備の変更や新設・撤去等により、提供エリアが変更になる場合があります。

(注)本条に規定するサービス区域については、日本国内において特定事業者が提供するサービスエリアに準ずるものとします。

第21条 (通信速度)

本サービスのお申込みプランの通信量に残量がある場合は、通信方式に合わせた通信速度でご利用いただけます。お申込みプランの通信量を超えた場合は、128kbps に制限されます。通信速度は送受信時の技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。

2 本サービスは、ベストエフォート型サービスであり通信環境、回線状況により通信速度が変化しますので、一定の速度を保証するものではありません。また、接続端末等のネットワーク機器の性能により通信速度は制限されます。

第7章 料金等

第22条 (契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し本サービスの利用に関する、第2項から第4項までの規定により算出した申込書に記載の本サービスに係る手続きに関する料金、月額利用料金を支払うものとします。

2 申込書に定める本サービスに係る手続きに関する料金の支払義務は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時に発生します。

3 月額利用料金は、利用開始の翌月から起算して、第10条(契約者が行う利用契約の解約)および第11条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間(以下「課金期間中」といいます。)について、申込書に定める月額利用料金を支払うものとします。

4 第23条に記載のユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、利用開始日の翌月から起算して、第10条(契約者が行う利用契約の解約)および第11条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間について支払うものとします。

5 第17条(本サービスの提供休止)および第18条(本サービスの提供停止)の規定による本サービスの提供休止および提供停止期間は、本サービスの提供があったものとして月額利用料金を支払うものとします。

ただし、特定事業者の責めに帰すべき理由により提供をしなかったときは、特定事業者が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、その時間(24時間の倍数である部分に限る。)に対する本サービスの利用料金の支払いを要しないものとします。

第23条（ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払義務）

契約者は、次の各号に定めるユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料を支払うものとします。

- (1) ユニバーサルサービス料とは、ユニバーサルサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をもとに算出した料金をいいます
- (2) 電話リレーサービス料とは、電話リレーサービス支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）をもとに算出した料金をいいます

2 当社は、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の日割りは行わず、課金期間中は月額利用料金とともに当該月分のその料金を別途請求します。

第24条（遅延損害金および督促手数料）

料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8章 免責

第25条（免責）

当社は、特定事業者の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、契約者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。

3 当社は、電波状態に起因し、本サービスの利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

4 契約者が、本サービスの利用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

5 当社は、何らかの理由により契約者に損害を与えた場合であっても、附属的損害、間接的損害、逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第9章 雑則

第26条（個人情報）

当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、本条および当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。

第27条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守るものとします。

- (1) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと
- (2) SIMカードの改造、または分解をしないこと
- (3) SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報の読み出し、変更、または消去をしないこと
- (4) 他人の著作権その他の権利の侵害、公序良俗もしくは法令違反、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、本約款に定める禁止事項に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本号の義務違反があったものとみなします

2 契約者と利用者が異なる場合、契約者は利用者に対して本約款を遵守させる義務を負うものとし契約者は利用者の行為につき自ら一切の責任を負うものとします。

第28条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第29条（国内法への準拠）

本約款は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。

第30条（反社会的勢力の排除）

契約者は、現在または過去5年以内において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等

- その他これらに準じる者(以下「反社会的勢力」といいます。)であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、契約者が前項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、契約者はこれに応じるものとします。この場合において、当社は契約者に対し必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、契約者は、これに応じるものとします。

4 当社は、契約者が第1項各号のいずれかに該当することもしくは第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、第1項もしくは第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査等に応じないもしくは調査等において虚偽の回答をした場合であって、本サービスの申し込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本サービスの申し込みを承諾しないこと、または本契約を解除することができるものとします。

5 契約者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。

第31条 (定めなき事項)

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附則

この約款は、2025年1月1日より施行します。

別表

法人モバイルサービス のプラン

適用

表記のプランは特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。

1. プラン表

(表1)プラン

コース	プラン	利用料金
SIMカード 【データ通信(+音声通話)】	5GBプラン	申込書の特約に記載
	20GBプラン	申込書の特約に記載
	50GBプラン	申込書の特約に記載

- ・第23条に基づき、1電話番号につきユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。
- ・端末レンタル費用は、別途必要となります。
- ・上記以外のプランを提供することがあります。

(表2)各種手数料

事務手数料	申込書の特約に記載
SIMカード再発行/変更手数料	3,850円

2. 通話料およびSMS利用料金

通話料 ^{※1※2※3}	22円/30秒
SMS送信料 ^{※4※5}	3.3 ~ 33円/通
SMS受信料	無料

※1 国際通話、国際ローミング通話利用の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。

※2 ビデオ電話など、一般の音声通話以外を利用した場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。

※3 ナビダイヤル「0570」等の特殊番号サービスの場合には、特定事業者が定めた額と同額の通話料が発生します。

※4 SMSの1回あたり送信料金(送信通数)は送信文字数に応じて変わります。

※5 海外への送信の場合には、特定事業者が定めた額と同額の通信料が発生します。